

小型自走式水洗トイレカー仕様書

第1 総則

- 1 この仕様書は、大月町（以下「発注者」という。）が購入する小型自走式水洗トイレカー（以下「車両」という。）の艤装、性能及びこれらに関する事項について定める。
- 2 車両は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、最新基準の排出ガス低減レベル（国土交通省規制）に適合した車両とする。
- 3 車両は、新規車両を使用し、この仕様が十分満足できる艤装とする。また、これに使用する材料は十分な強度及び安定度を有し、耐久性及び耐食性に優れたものであり、車両及び取付品、取付装置並びに積載品、付属品はすべて新規製品のものであること。
- 4 この仕様に基づいて、一部製作できない場合、又は製作することにより機能が低下する場合は、発注者の承認を受けるものとする。また、契約後における一切の疑義は、すべて発注者の解釈に従うものとする。
- 5 付属品、積載品等の取付位置については、本仕様書の内容に不適切な場合は別途協議を行い、必要に応じて変更できるものとする。
- 6 提出書類は次によるものとする。
 - （1）受注者は、製作に先立ちこの仕様に基づき次のものを2部提出して、製作上の細部にわたり十分打ち合わせ、承認を受けるものとする。
 - ア 製作工程表
 - イ 車両概要図
 - ウ その他、発注者で指示するもの
 - （2）完成納入にあたっては、次の関係図書を1部提出すること。
 - ア 納品書
 - イ 車両概要図
 - ウ シャン取扱説明書
 - エ 艤装部分取扱説明書
 - オ 自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写し
 - カ その他、発注者で指示するもの。

第2 納入台数

1台

第3 仕様

この車両は、避難所の適切な運営、自然災害等の発生によりライフラインが寸断された被災

地におけるトイレ不足の早期改善、また、平時には各種イベントや防災訓練などで利活用し、住民の防災意識の向上を図るために次のとおり仕様を定めるものとする。

(1) 全体構造

ア シャシは、最新式のトイレカーに用いることができる軽自動車シャシ（４WD、オートマチック）とし、国土交通省が規制する最新の排出ガス規制に適合するものであること。

イ 運転席・助手席はシャシメーカー標準仕様とする。

ウ シャシは、十分な強度、幅、長さ及び安定度を有し、耐久性及び耐食性に優れたものであり、かつ、維持管理が経済的に行えるものであること。

また、ステップ、ブラケット、手すり及び握り棒等の取付部分には、十分な補強を設けること。

エ シャーシフレームに艀装上の構造物及び枠組取付台等を取り付ける場合は、弛緩しない方法とすること。

オ 車両のカギは、シャシ純正とすること。

カ バッテリーは、車両走行用とトイレ部分用の２系統とすること。トイレ部分用バッテリーの充電は車両エンジンを駆動させる、または外部 100V 電源入力 of のどちらでも可能なこと。

キ 燃料タンクは、排気管との関係を考慮した位置に設け、給油口（付近に給油燃料名を表示）は、給油が容易な位置とすること。

ク 艀装ボデー部分は、軽量化、防錆、防水性及び耐久性を十分考慮するとともに、総合的な重量軽減、車両重量のバランス等を考慮し FRP 製とすること。

ケ 各ステップ及び昇降用階段はすべり止め処置を施すこと。

コ トイレ部分への昇降用階段を２式付属し合わせて手摺りを取り付けること。

シ FRP 製貯水タンク（１００Ｌ以上）を設け、貯水タンクへ給水できる給水口及び強制排水口を取り付けること。また、トイレ設備へ送水するための電動ポンプを取り付けること。

ス FRP 製便槽タンク（２８０Ｌ以上）を設け、便槽タンクからの汲取口及び強制排水口を取り付けること。

セ 車両バッテリー自動管理充電器（過重電防止機能付バッテリー充電器）を取付け、車両外部に交流 100V 電源入力用コンセントを設け、交流 100V の一般電源から直接電源を取れるものとする。

(2) キャブ外装

ア フロント左右にサイドミラーを取り付けること。

イ 前照灯として、ヘッドライトを設けること。

(3) キャブ内装

- ア 運転席へ取り付ける計器類は標準装備とすること。
- イ シャシ純正エアコンを取付けること。
- ウ ステアリング装置はパワーステアリング方式とすること。また、運転席及び助手席には S R Sエアバックを設けること。
- エ キャブ内フロントガラス上面には、運転に支障となる日照を有効に遮断することができるサンバイザーを2枚取り付けること。
- オ バックカメラ（ルームミラータイプ）を適切な位置に取り付けること。
- カ ドライブレコーダーは適切な位置に取り付け、前方録画できること。
ドライブレコーダーの映像は、マイクロ S Dカード等の記録媒体に保存できるようにし付属すること。

(4) トイレ設備

- ア トイレ設備は2室（個室）とし、それぞれに専用の出入口、内扉、鏡付きの手洗い場1基（収納スペースあり）を設けること。
- イ 大便器の便座は洋式便座（ウォシュレット付）とし、各便器に水洗機能及び臭い逆流防止機能（フラッパー機能）を設けること。また、各便座付近の適切な位置にトイレットペーパーホルダー、除菌液用ホルダー、トイレ用擬音装置を取り付けるとともに、各扉に施錠機能を設けること。
- ウ 換気設備及び照明設備を適切な位置に取り付けること。
- エ 衣類掛け等のフック又は荷物置き場機能を適切な位置に取り付けること。
- オ 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場）を設けること。
- カ バッテリーは、車両走行用とは別にトイレ部分用に設けること。トイレ部分用バッテリーの充電は車両エンジンを駆動させる、または外部 A C 1 0 0 V 電源入力 of のどちらでも可能なこと。さらに、ボデー天井にソーラーパネルを取付けることで、ソーラーパネルから充電も可能なこと。
- キ 室内は排水口を設置し、床防水加工を施すこと。

(5) 車体デザイン

車体にプリント・デザイン入れを行うこと。プリント・デザイン等については、発注者と事前協議を実施すること。

第4 検査

- 1 完成検査（納入時検査時）は、新規登録後、発注者が指定する日時及び場所で行うものとする。

第5 補則

1 登録等について

- (1) トイレカーは糞尿車登録とすること。
- (2) 予備検査や運輸支局の新規登録検査等の必要な検査は、受注者がその手続き等一切を代行するものとする。
- (3) 納入までに要する経費は、受注者の負担とする。ただし、自賠責保険料、自動車重量税、登録諸費用、リサイクル料は、別途発注者が支払うものとする。
- (4) 自動車保管場所証明申請書における住所地は、発注者から別途指示する。

2 保証

本車輛の保証期間は、検収の日より1年間または製造会社等が別に定めた保証期間が1箇年以上にわたる場合はそれを適用する。但し、保証期間以降といえども、設計不良、工作不良に起因する不都合が発生した場合は、無償にて補修、部品の取替を速やかに行なうこととする。

3 修理・点検等

納入後において、修理、点検、保守その他のアフターサービス及び部品提供を必要とする場合は、迅速かつ円滑に対応するものとする。

4 納入

- (1) 新規登録後、各部の清掃手入を可能な限り実施のうえ、発注者へ納入すること。

5 取扱説明

車両の操作及び取付品、付属品等の取扱説明を実施すること。なお、実施日等については別途協議とする。

6 支払い方法

納入後、一括払い

7 納入場所

大月町役場

8 納入期限

令和7年12月26日

9 その他

- (1) 仕様書に疑義が生じたときは、発注者と協議のうえ施工するものとし、新たに指示した事項については本仕様書と同等の扱いとする。
- (2) 完成品の回送費用、試験および技術指導等に関する費用については、全て受注者が負担すること。
- (3) 艀装および車両の移動にあたっては、事故防止に万全の注意を払い、万一事故が発生した場合は速やかに発注者に報告するとともに、その被害について一切の責任を受注者が負うこと。
- (4) この仕様にない事項については、協議のうえ、決定するものとする。